

毎年判定コース

個人年金保険(米ドル建 定期支払金重視型 23)

1 商品の特征としくみ ※しくみ図はイメージであり、将来の年金原資などを保証するものではありません。

1 定期支払金が、すぐに受け取れます。

ご契約の1年後から、USドル建で定期支払金を毎年受け取れます(計9回)。

2 1年間の参照指数の上昇率に応じて定期支払金がふえます。

前年の基準日(*1)からの上昇率をもとに指数連動定期支払金を毎年計算します。

*1 初回の基準日は契約日の前日、2回目以降は年単位の契約応当日の前日です。

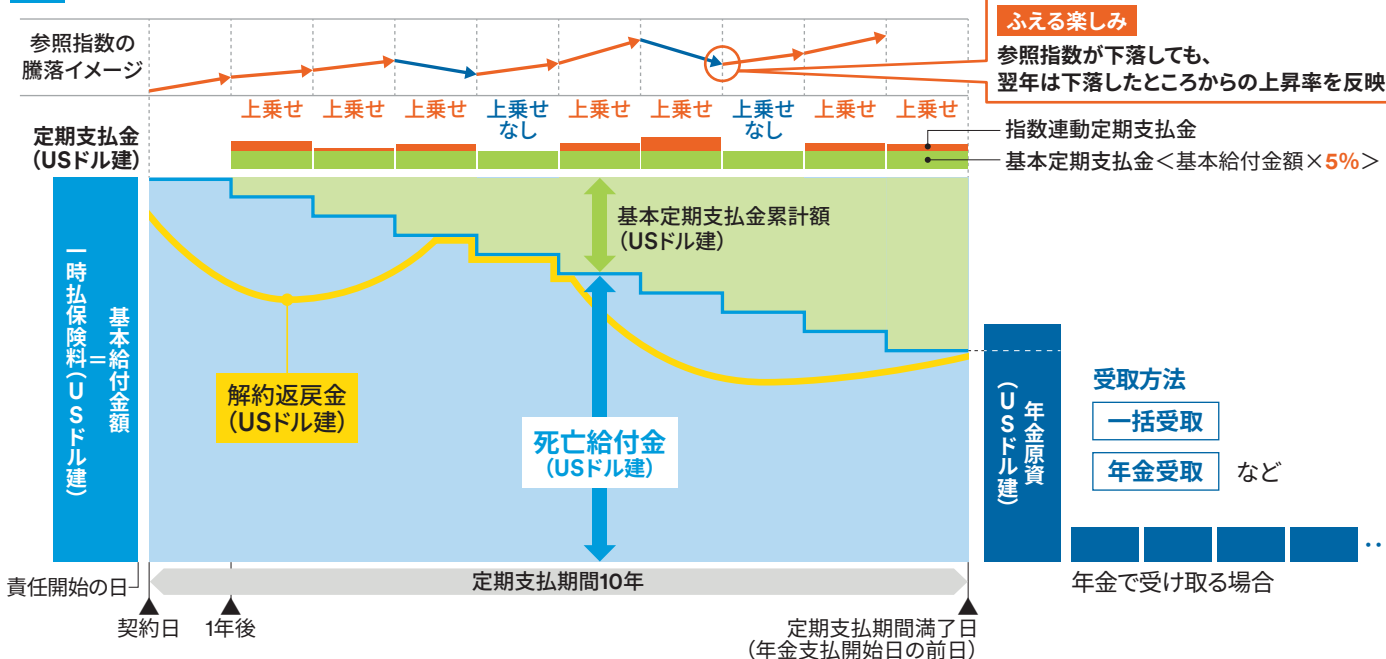
※基準日の参照指数が1年前の基準日の値を上回らなかった場合、その年の指数連動定期支払金はゼロとなります。

また、参照指数の推移によっては定期支払期間中におけるすべての指数連動定期支払金がゼロとなる可能性があります。

3 10年後の受取総額は、USドル建で一時払保険料を上回ります。

※受取総額=基本定期支払金累計額+指数連動定期支払金累計額+年金原資

※死亡給付金や解約返戻金を抑えることで、年金原資を大きくしています。



付加できる主な特約

- 保険料円入金特約 ● 外貨入金特約 ● 円支払特約 ● 年金開始後円支払特約 ● 年金支払特約
- 定期支払金為替ターゲット特約(23) ● 年金為替ターゲット特約(23) ● 終身保険移行特約(23)

2 主なお取扱いについて ※お取扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約者の年齢範囲	0歳~満100歳(申込日における満年齢)			
被保険者の契約年齢範囲	満30歳~満85歳(契約日における満年齢)			
運用通貨	USドル	定期支払期間	10年	
一時払保険料(基本給付金額)	最低額	3万USドル(100USドル単位)		
	最高額	10億円相当額	※メットライフ生命の他の保険契約との通算金額などによっては、ご希望の金額でお申込みいただけない場合があります。	
解約返戻金	あります(*2)	配当金	ありません	告知 不要

*2 死亡給付金額が上限となります。

3 主な保障内容

給付金などの種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
定期支払金	定期支払期間中の年単位の契約応当日(定期支払日)に被保険者が生存されているとき	下記①②の合計額 ①基本定期支払金=基本給付金額×5% ②指数連動定期支払金=基本給付金額×1年間の参照指数の上昇率×連動率(50%)
年金	年金支払開始日以後の年金支払日に被保険者が生存されているとき	年金額
死亡給付金(*3)	年金支払開始日前に被保険者が死亡されたとき	基本給付金額からすでに支払った基本定期支払金およびすでに支払うことのできた基本定期支払金の合計額を差し引いた額
死亡一時金	年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき	[確定年金の場合]年金支払期間中の未払年金の現価 [死亡時保証金額付終身年金の場合]死亡時保証金額(年金原資からすでに支払った年金およびすでに支払うことのできた確定した年金の合計額を差し引いた額)

*3 定期支払期間を通じて、死亡給付金は積立金よりも少ない金額となります。

4 ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目		費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	保険契約の締結・維持・支払にかかる費用	1.10%	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きます。
		基本給付金額の0.40% 〔合計3.60% (計9回)〕	定期支払期間中の年単位の契約応当日 (定期支払日) に積立金から差し引きます。
	災害死亡保障にかかる費用	(*)	終身保険に移行後、メットライフ生命が定めた利率から差し引きます。

*1 終身保険移行特約(23)を付加して終身保険に移行した場合の費用であるため、費用の発生前に具体的な水準を表示することができません。

参照指数にかかる費用

項目		費用	ご負担いただく時期
戦略控除率	参照指数に連動して上乗せされる割合(連動率)の実現などに必要なものとして定めるもの	指数値に対し年1.50%	参照指数の値の計算をする際に差し引きます。
取引費用	参照指数に組み入れる投資対象資産の配分比率を変更する際に必要となる取引費用など(実質的に有価証券などを保有・売買することに伴う費用)	(*)2	

*2 費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示することができません。

※これらの費用は、参照指数の計算にあたって、お客さまに間接的にご負担いただくものです。

※法令、規制方針の変更およびその他の理由により、各種費用の水準は将来変更されることがあります。

年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2023年11月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金支払特約を付加した場合は同様のお取扱いとなります。

外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

(金融機関で通貨交換をされる場合)

- 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の定期支払金・年金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(金融機関で外貨のお申込み・お受取りをされる場合)

- 保険料を外貨で払い込む際や定期支払金・年金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約などを利用される場合)

- 「保険料円入金特約」「外貨入金特約」「円支払特約」「年金開始後円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50銭
外貨入金特約のレート	(豪ドルのTTM-25銭) ÷ (USドルのTTM+25銭)
円支払特約・年金開始後円支払特約のレート(*3)	TTM-50銭

*3 定期支払金為替ターゲット特約(23)および年金為替ターゲット特約(23)における為替ターゲットレートの判定にも当レートが適用されます。

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※記載のレートは2023年11月現在のものであり、将来変更されることがあります。

解約時・減額時にご負担いただく費用(解約控除)

- 契約日から10年未満の解約時・減額時に、経過年数に応じて、基本給付金額に対して7.00%~0.55%を乗じた額を積立金から差し引きます。

解約控除率	7.00%~0.55%
-------	-------------

外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

- 為替相場の変動により、定期支払金・年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や定期支払金・年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額と定期支払金累計額の合計が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化によっては、解約返戻金額と定期支払金累計額の合計(*4)が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。
- 解約時・減額時には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額と定期支払金累計額の合計(*4)が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*4 解約返戻金額と基本定期支払金累計額の合計についても同様です。

●販売手数料について

一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、1年あたりの販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、販売手数料は、上記 **ご負担いただく費用について** に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。

支払率	初年度	次年度以降
	3.75%	0.05% (支払期間:5年)

・この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

・金融情勢などによる影響により、コースによってはお取扱いを見合わせている場合があります。

・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■募集代理店

■引受保険会社



株式会社 SBI新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
0120-456-860
https://www.sbishinseibank.co.jp



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

補2312-0021 FA01-GC-0201-0000 [2] (24.04)
【普1】P2/P2 (2023年11月作成)

満了時判定コース

個人年金保険(米ドル建 年金原資重視型 23)

1 商品の特長としくみ ※しくみ図はイメージであり、将来の年金原資などを保証するものではありません。

1 定期支払金が、すぐに受け取れます。

ご契約の1年後から、USドル建で一定額の定期支払金を毎年受け取れます(計9回)。

2 参照指数の最大上昇率を活用して年金原資をふやします。

年金支払開始日に、最大上昇率をもとに指数連動年金原資を計算します。

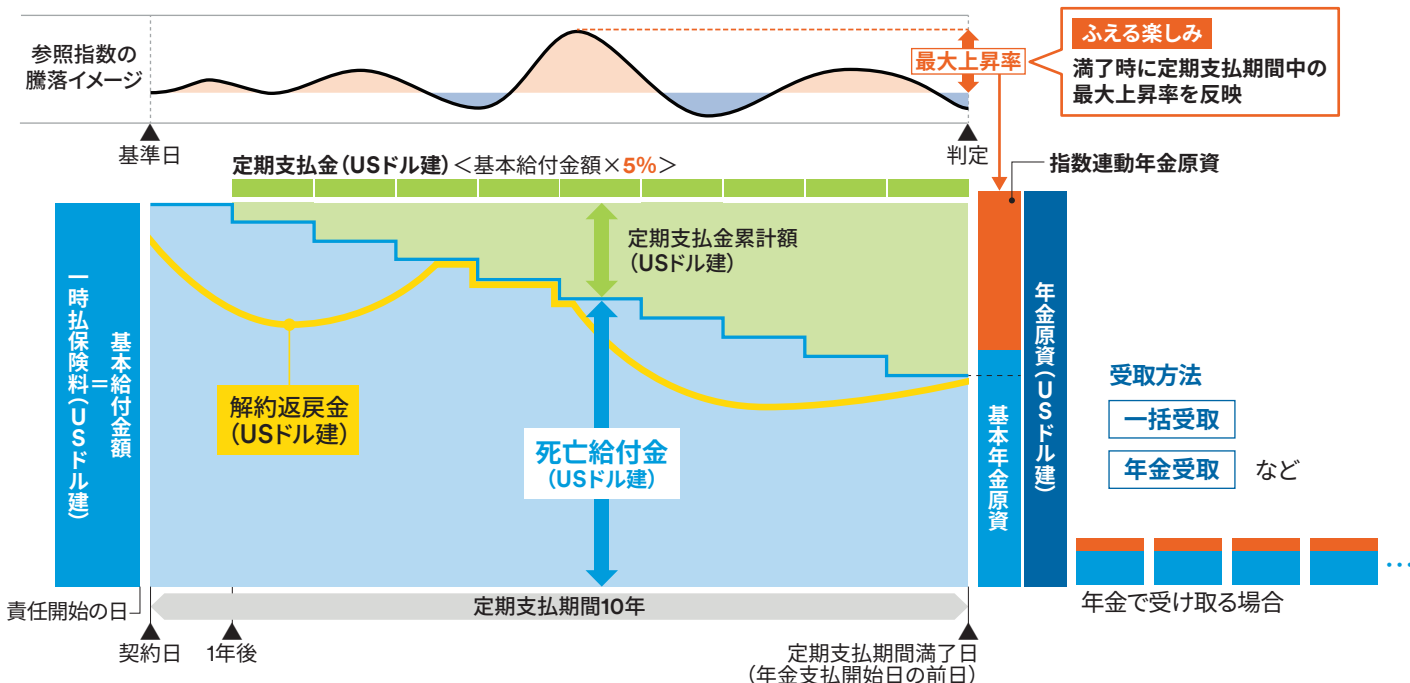
指数連動年金原資 = 基本給付金額 × 定期支払期間中の参照指数の最大上昇率 × 連動率(100%)

※定期支払期間中に参照指数が基準日(契約日の前日)の値を一度も上回らなかった場合、指数連動年金原資はゼロとなります。

3 10年後の受取総額は、USドル建で一時払保険料を上回ります。

※受取総額 = 定期支払金累計額 + 基本年金原資 + 指数連動年金原資

※死亡給付金や解約返戻金を抑えることで、基本年金原資を大きくしています。



付加できる主な特約

- 保険料円入金特約 ● 外貨入金特約 ● 円支払特約 ● 年金開始後円支払特約 ● 年金支払特約
- 定期支払金為替ターゲット特約(23) ● 年金為替ターゲット特約(23) ● 終身保険移行特約(23)

2 主なお取扱いについて ※お取扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約者の年齢範囲	0歳～満100歳(申込日における満年齢)			
被保険者の契約年齢範囲	満30歳～満85歳(契約日における満年齢)			
運用通貨	USドル	定期支払期間	10年	
一時払保険料(基本給付金額)	最低額	3万USドル(100USドル単位)		
	最高額	10億円相当額 ※メットライフ生命の他の保険契約との通算金額などによっては、ご希望の金額でお申込みいただけない場合があります。		
解約返戻金	あります(*1)	配当金	ありません	告知 不要

*1 死亡給付金額が上限となります。

3 主な保障内容

給付金などの種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
定期支払金	定期支払期間中の年単位の契約応当日(定期支払日)に被保険者が生存されているとき	基本給付金額 × 5%
年金	年金支払開始日以後の年金支払日に被保険者が生存されているとき	年金額
死亡給付金(*2)	年金支払開始日前に被保険者が死亡されたとき	基本給付金額からすでに支払った定期支払金およびすでに支払うことの確定した定期支払金の合計額を差し引いた額
死亡一時金	年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき	[確定年金の場合] 年金支払期間中の未払年金の現価 [死亡時保証金額付終身年金の場合] 死亡時保証金額(年金原資からすでに支払った年金およびすでに支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた額)

*2 定期支払期間を通じて、死亡給付金は積立金よりも少ない金額となります。

※指数連動年金原資は年金支払開始日に確定するため、定期支払期間中に解約・死亡された場合はお受け取りいただけません。

4 ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

●当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目		費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	保険契約の締結・維持・支払にかかる費用	1.10%	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きます。
		基本給付金額の4.00%	定期支払期間満了時に積立金から差し引きます。
	災害死亡保障にかかる費用	(*)	終身保険に移行後、メットライフ生命が定めた利率から差し引きます。

*1 終身保険移行特約(23)を付加して終身保険に移行した場合の費用であるため、費用の発生前に具体的な水準を表示することができません。

参照指数にかかる費用

項目		費用	ご負担いただく時期
戦略控除率	参照指数に連動して上乘せされる割合(連動率)の実現などに必要なものとして定めるもの	指数値に対し年1.50%	参照指数の値の計算をする際に差し引きます。
取引費用	参照指数に組み入れる投資対象資産の配分比率を変更する際に必要となる取引費用など(実質的に有価証券などを保有・売買することに伴う費用)	(*)	

*2 費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示することができません。

※これらの費用は、参照指数の計算にあたって、お客さまに間接的にご負担いただくものです。

※法令、規制方針の変更およびその他の理由により、各種費用の水準は将来変更されることがあります。

年金支払期間中にご負担いただく費用

項目		費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用		年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2023年11月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金支払特約を付加した場合も同様のお取扱いとなります。

外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

(金融機関で通貨交換をされる場合)

●外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の定期支払金・年金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合)

●保険料を外貨で払い込む際や定期支払金・年金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約などを利用される場合)

●「保険料円入金特約」「外貨入金特約」「円支払特約」「年金開始後円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50銭
外貨入金特約のレート	(豪ドルのTTM-25銭)÷(USドルのTTM+25銭)
円支払特約・年金開始後円支払特約のレート(*3)	TTM-50銭

*3 定期支払金為替ターゲット特約(23)および年金為替ターゲット特約(23)における為替ターゲットレートの判定にも当レートが適用されます。

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※記載のレートは2023年11月現在のものであり、将来変更されることがあります。

解約時・減額時にご負担いただく費用(解約控除)

●契約日から10年未満の解約時・減額時に、経過年数に応じて、基本給付金額に対して7.00%~0.55%を乗じた額を積立金から差し引きます。

解約控除率

7.00%~0.55%

外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

●為替相場の変動により、定期支払金・年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や定期支払金・年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額と定期支払金累計額の合計が一時払保険料を下回る可能性について

●解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化によっては、解約返戻金額と定期支払金累計額の合計が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

●解約時・減額時には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額と定期支払金累計額の合計が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●販売手数料について

一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、1年あたりの販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、販売手数料は、上記「ご負担いただく費用について」に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。

	初年度	次年度以降
支払率	3.75%	0.05%(支払期間:5年)

・この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

・金融情勢などの影響により、コースによってはお取扱いを見合わせている場合があります。

・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■募集代理店



株式会社 SBI新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
0120-456-860
https://www.sbishinseibank.co.jp

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

補2312-0025 FA01-GC-0001-0000 [2] (24.04)
【普1】P2/P2 (2023年11月作成)